

新潟県中小企業団体中央会

ちゅうおうかい通信

令和3年4月6日発行 第281号

INDEX

1. 新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業者に対し、新たな金融支援を実施します。
2. 新型コロナウイルス感染症警報継続に伴うお願い（令和3年4月2日～）。
3. 事業再構築補助金の公募が開始されました。

新潟県からのお知らせ

1. 新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業者に対し、新たな金融支援を実施します。

県では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い影響を受けた中小企業者の資金繰りをさらに支援するため、国が創設した新たな保証制度に対応した県制度融資（「新型コロナウイルス対策伴走支援型資金」、「経営改善サポート資金（事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度要件）」を、民間金融機関（地銀、信金等）を通じ、令和3年4月1日（木）から実施しています。

<詳細>新潟県地域産業振興課 HP「<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/chiikishinko/corona-bansogata.html>」

<お問合せ先>新潟県産業労働部地域産業振興課 Tel:025-280-5240

2. 新型コロナウイルス感染症警報継続に伴うお願い（令和3年4月2日～）。

新潟県では、令和2年12月17日より警報が発令されています。

警報継続に伴うお願い

警報期間が長期間に及ぶ中、県民の皆様、事業者の皆様の感染拡大防止へのご協力に感謝いたします。年度替わりの時期に守っていただきたいことを次のとおり整理しました。

【年度替わりの時期に守っていただきたいこと】
～マスク、手指の消毒等の感染拡大防止対策を引き続き徹底～

[1] 他都道府県との往来

- ◆ **まん延防止等重点措置**が適用された府県との往来は慎重に検討する
- ◆ **上記府県及び緊急事態宣言が発令されていた都道府県**との往来は以下に注意
 - ・ **県外での飲み会・接待を伴う飲食は慎重に**
 - ・ 往来後に**体調が悪い**と感じたら、**受診・検査を徹底**

⇒ 他県から本県にお越しの方は、「この春、新潟県にお越しの方へのお願い」をご覧ください

[2] 歓送迎会・花見等の飲食を伴う会合を実施する際は、**感染防止対策を徹底**

- ・ 体調が悪い場合は参加しない（症状消失後も2日は×）
- ・ 人数を抑える
- ・ 形式を工夫（着座、定員50%以下、短時間、お酌NG等）
- ・ 事業者は店舗に県の「新型コロナお知らせシステム」導入を
- ・ 会合後に**体調が悪い**と感じたら、**受診・検査を徹底**

⇒ 詳細は「歓送迎会に関するお願い」をご覧ください

体調の悪さを感じたら受診・検査を！！

- ◆ ここ1週間で、**新潟市**を中心に感染が**急速に拡大**しています
- ◆ **受診・検査をためらう**ことなどにより、**感染が拡大**する事例が増えています。
- ◆ 普段と比べて体調が悪い（発熱、咳、呼吸器症状、のどの痛み、倦怠感）と感じたら、以下までご相談ください

【新型コロナ受診・相談センター窓口】

☎025-256-8275

※毎日24時間対応（土日・祝日含む）

<感染状況についてのポイント>

- ① **マスク**してますか？
→職場内感染が増えています。職場内の感染対策徹底を（休憩室、来客対応時のマスク）
- ② 飲み会自体よりも、**症状があっても受診しない**ことが課題
- ③ 花粉症などと混同？
→**のどの痛み**や**咳**など**軽い症状**でも**PCR**を
- ④ 身近なところで感染が増えています
→出張・旅行後だけではなく、症状が出たら、まず受診を

3. 事業再構築補助金の公募が開始されました。

<事業概要>

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待し難い中、ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。

また、事業再構築を通じて事業規模を拡大し、中小企業者等から中堅・大企業等に成長することや、中堅企業等が海外展開を強化し市場の新規開拓を行うことで高い成長率を実現することは特に重要であることから、本事業ではこれらを志向する企業をより一層強力に支援します。

<公募期間>

公募開始：令和3年3月26日(金)

申請受付：令和3年4月15日(木)予定 ※電子申請システムでのみ受付。

応募締切：令和3年4月30日(金)18:00

<補助金額>

[通常枠] 中小企業者等：100万円～6,000万円、中堅企業等：100万円～8,000万円

[卒業枠] 中小企業者等：6,000万円～1億円

[グローバルV字回復枠] 中堅企業等：8,000万円～1億円

[緊急事態宣言特別枠] 中小企業者等、中堅企業等ともに【従業員数5人以下】100万円～500万円

【従業員数6～20人】100万円～1,000万円

【従業員数21人以上】100万円～1,500万円

<補助率>

[通常枠] 中小企業者等 2/3、中堅企業等 1/2 (4,000万円を超える部分は1/3)

[卒業枠] 中小企業者等 2/3

[グローバルV字回復枠] 中堅企業等 1/2

[緊急事態宣言特別枠] 中小企業者等 3/4、中堅企業等 2/3

<補助対象要件>

下記①、②の両方を満たすこと。

① 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前(2019年又は2020年1月～3月)の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること。

② 「事業再構築指針(https://www.meti.go.jp/covid19/jigyo_saikoutiku/index.html)」に沿った3～5年の事業計画書を認定経営革新等支援機関等と共同で策定すること。

<申請方法>

申請は、電子申請システムでのみ受け付けます。本事業の申請には、原則GビズIDプライムアカウントの取得が必要です。未取得の方は、必ず、利用登録を行ってください。

<事業再構築補助金事務局コールセンター>

受付時間：9:00～18:00(土日祝日を除く)

電話番号：<ナビダイヤル>0570-012-088 <IP電話用> 03-4216-4080